

政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

1 政策の方向性

- 社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重に向けた取組を進めます。

（川崎市基本計画）

2 市民の実感指標

| 市民の実感指標の名称 （指標の出典） | 計画策定時 （H27）[2015] | 現状 （R1）[2019] | 目標 （R7）[2025] |
|---|----------------------|------------------|------------------|
| 市民一人ひとりの人権や平和に対する意識が高いと思う市民の割合 （市民アンケート） | 20.1% | 23.3% | 30%以上 |

3 施策の体系

政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

施策5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

施策5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

施策5-2-3 かわさきパラムーブメントの推進

施策5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 令和元（2019）年12月に「差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、すべての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。あらゆる施策に人権尊重の視点を反映するとともに、市民、地域、学校、企業、関係機関・団体、NPO・NGOなど多様な主体との協働・連携により、人権尊重教育や人権思想の普及、人権擁護の取組のほか、同条例に基づき、邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進しています。また、令和2（2020）年3月には「第6次子どもの権利に関する行動計画」を策定し、子どもの権利保障の取組を推進しています。
- 令和2（2020）年7月に、性的マイノリティ当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを川崎市が受け止め、その宣誓の事実を公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」を創設するなど、性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組を進めています。
- 本市には現在45,000人を超える外国人市民が暮らしており、今後もさらに増加が見込まれる中、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざした取組を進めています。



かわさき人権フェア

2 施策の主な課題

- すべての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進するための取組を進めるとともに、多様性が尊重され、誰もが参加し活躍できる社会の実現へ向け、市民の問題意識も高まってきていることから、性的マイノリティをはじめとする多様な市民の権利を尊重する取組を進める必要があります。
- 多様な文化的背景を持つ外国人市民が、地域の一員として共に心豊かに暮らしていける地域社会をつくるため、外国人市民を取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 平和を脅かす世界規模の人権問題や飢餓、貧困など、新たな課題を理解することで平和を愛する心を育み、共に生きる地域社会の実現に向けた平和意識の普及を促進する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ すべての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりの推進
- ★ 国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことのできる「多文化共生社会」の実現に向けた取組の推進
- ★ 子どもの権利を尊重する社会づくりに向けた取組の推進
- ★ 平和意識の更なる普及に向けた取組の推進

4 直接目標

- 平等と多様性を尊重する意識を高める

5 主な成果指標

| 名 称 (指標の出典) | 計画策定時 | 現 状 | 第1期実施計画期間 における目標値 | 第2期実施計画期間 における目標値 | 第3期実施計画期間 における目標値 |
|---|---|--|---|--|--|
| 平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合 (市民アンケート) | 40.6 % (平成27 (2015) 年度) | 38.2 % (令和元 (2019) 年度) | 41 %以上 (平成29 (2017) 年度) | 41 %以上 (令和3 (2021) 年度) | 41 %以上 (令和7 (2025) 年度) |
| 子どもの権利に関する条例の認知度 (子どもの権利に関する実態・意識調査) | 45.0 %(子ども) 31.9 %(大人) (平成26 (2014) 年度) | 52.5 %(子ども) 33.2 %(大人) (令和2 (2020) 年度) | 47 %以上(子ども) 33 %以上(大人) (平成29 (2017) 年度) | 52 %以上(子ども) 41 %以上(大人) (令和2 (2020) 年度) | 55 %以上(子ども) 44 %以上(大人) (令和7 (2025) 年度) |

※ その他成果指標として「他人の人権を侵害しないように配慮して日々の生活を送っている市民の割合」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

6 計画期間の主な取組

| 事務事業名 | 事業内容・目標 | |
|---|---|-----------------------|
| | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)～7(2025)年度 |
| 人権関連事業 人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」及び「人権施策推進基本計画」に基づき、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する川崎らしい人権施策を、平等と多様性(ダイバーシティ)を尊重しながら推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●人権意識の普及に向けた取組の推進 R2市人権学校等の参加者数：310人 ・かわさき人権フェアや人権学校等の開催 ・さまざまな広報媒体を活用した啓発の実施 ●人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進 ・人権侵害による被害に係る支援の実施 ・かわさき人権相談ダイヤルの実施 ・人権侵害による被害の救済に資する情報提供の実施 ●本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 ・不当な差別的言動の解消に向けた各種の取組の実施 ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組・啓発の実施 ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」の適切な運用の実施 ・インターネット上への差別的書き込みに対する対策の実施 ●拉致被害者及び拉致被害者家族を支援する取組の推進 ・「拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどい」等の開催 ・継続実施 ●性的マイノリティの人々の人権に関する取組の推進 R2中小企業向けLGBTセミナーの参加企業数：16社 ・意識の啓発や当事者に向けた取組等、性的マイノリティ理解促進に関する取組の実施 ・パートナーシップ宣誓制度の運用の実施 ●人権尊重のまちづくり推進協議会の運営 ・協議会の運営 ・継続実施 ●人権に関する市民意識調査の実施 ・市民意識調査の実施(R2) | 令和8(2026)年度以降 事業推進 |
| 同和対策事業 同和問題をはじめとする人権問題への正しい理解を深めるため、講演会・研修会等を通じて、人権意識の普及に向けた取組を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●人権啓発冊子・物品等の配布等による同和問題をはじめとする人権意識の普及に向けた取組の推進 ・啓発の実施 ・継続実施 ●関係団体が実施する研修会や人権・同和対策生活相談事業等への支援をはじめとする連携した取組の推進 ・個別事案への対応 ・継続実施 | 事業推進 |
| 外国人市民施策推進事業 多様な文化的背景を持つ外国人市民が、地域の一員として共に心豊かに暮らしている地域社会をつくるため、多文化共生社会の実現に向けた施策を総合的に推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「多文化共生社会推進指針」に基づく取組の推進 R2多言語化した資料の合計言語数：517言語 ・指針に基づく取組の推進 ●市多文化共生社会推進協議会の運営 ・協議会の運営 ・継続実施 ●外国人市民代表者会議の運営 R2ニューズレター発行数：12,700部 R2オープン会議参加者数：0人(中止) ・会議の運営及び提言を踏まえた取組の推進 ・代表者の募集・選考 ・外国人市民代表者会議ニューズレターの発行 ・外国人市民代表者会議オープン会議の開催 ●外国人市民意識実態調査の実施 ・実態調査の実施(R1) ・実態調査の実施 ●外国人の相談や手続に係る多言語対応の支援の実施 ・多言語対応の支援の実施 ・継続実施 ●外国人相談支援体制の検討 ・相談支援体制の検討 ・外国人相談支援体制の充実に向けた検討 | 事業推進 |

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画
進行管理・評価

| 事務事業名 | 現状 | 事業内容・目標 | | |
|---|--|---|------|---------------|
| | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)～7(2025)年度 | | |
| | | | | 令和8(2026)年度以降 |
| 子どもの権利施策推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ●「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催やパンフレット等を活用した広報・意識普及の促進 ・事業実施 ●さまざまな世代に向けた広報資料による意識普及の促進 R2広報資料配布部数：175,420部 ●「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進 ・第6次行動計画に基づく取組の推進 ●「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施 ・調査実施（R2） | <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな広報媒体を活用した取組の推進 ・子どもの権利の理解を深める取組の推進 ・第7次行動計画の策定 ・調査実施 | 事業推進 | |
| 人権オンズパーソン運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談に対する助言及び支援 ・救済申立てに関する調査・調整等の実施 ・相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンズパーソンの運営状況の公表 ・市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進 | 事業推進 | |
| 平和意識普及推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 政令指定都市で初めて行った「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念を継承し、平和意識の普及に向けた取組を進めます。 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ●「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づく平和意識の普及 ・平和意識普及に向けた取組の推進 ・「原爆の日」の取組の実施 R2平和を語る市民のつどい参加者数：0人（中止） | <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の自治体と連帯・連携した「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づく平和意識普及に向けた取組の推進 ・「原爆の日」等の平和祈念の取組の実施 ・平和な地域社会の実現に向けた「平和を語る市民のつどい」の開催 | 事業推進 | |
| 平和館管理運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 原爆や川崎大空襲など、戦争の被害等を後世に伝え、平和の大切さと平和を尊重する意識向上に向け、「平和館」を運営します。 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ●平和意識の普及に向けた取組及び支援 R2入館者数：28,005人 ・企画展等の開催 ・巡回平和展の開催 ・展示の検討 ・平和館事業の周知 ・補助金の交付 ・調査等の実施 ●計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・原爆や川崎大空襲など、戦争を後世に伝えるための常設展示及び企画展の開催 ・館外での平和啓発を推進する「巡回平和展」の全区開催 ・平和を脅かす人権・飢餓・環境問題などの企画展等の開催 ・展示の検討に向けた取組の推進 ・ホームページや市政だより、チラシ・ポスター等を通じた平和館事業の周知 ・平和推進補助金の交付を通じた、平和活動への意識啓発や支援の実施 ・平和問題の研究調査や戦争に関する証言・資料の収集及び整理 ・継続実施 | 事業推進 | |

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進捗管理・評価

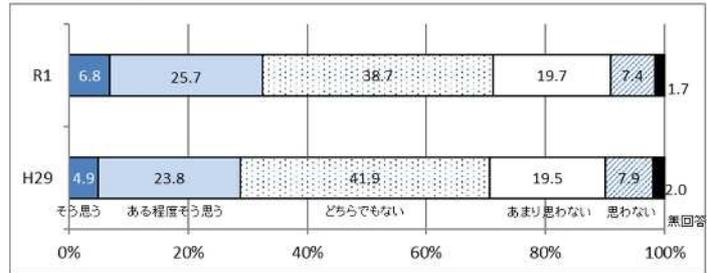
施策5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進



1 これまでの主な取組状況

- 「男女平等かわさき条例」の基本理念や平成27（2015）年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨等を踏まえ、平成30（2018）年3月に「第4期男女平等推進行動計画」を策定し、社会のあらゆる分野で誰もが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮し活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた普及啓発を推進しています。
- 女性の活躍推進及びワーク・ライフバランスを推進するため、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる中小企業を対象とする「かわさき☆えるぼし」認証制度を平成30（2018）年度に創設し、性別に関わりなく、個性と能力を十分に發揮して働ける環境整備を促進しています。
- これまでの取組を踏まえながら、DV（配偶者等からの暴力）被害の複雑化や被害状況の多様化など、さまざまな課題に対応するため、被害者支援の充実及び被害を未然に防ぐための取組の強化を図ることとし、令和2（2020）年2月に「第3期DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、関係機関等と連携・協力のもと、取組を推進しています。

性別にかかわらず、自分の個性や能力を發揮できる状況であると思う市民の割合



資料：市民アンケート（川崎市）

2 施策の主な課題

- SDGsのジェンダー平等に係る「目標5」と方向性を共有する「男女平等推進行動計画」のもと、形式的平等にとどまらず、「公正」な社会における実質的平等の確保を伴う男女平等の推進に向けて、性別にかかわらず、すべての個人が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 本市における女性の就業者数は増加傾向となっていますが、職業生活における女性の活躍推進については、女性の労働力率（15歳以上の人口における労働力人口の割合）を年齢階級別に見ると、結婚や出産の多い年代で低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブを依然として描いていることなどを踏まえ、「職業生活と育児・介護など家庭生活の両立」や、「職業生活における女性の力の十分な發揮」、「企業における取組の推進」などに取り組む必要があります。また、そのためには、長時間労働を前提とする働き方によって仕事中心の生活になりやすい男性の家庭生活への参画促進や働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進にも一体的に取り組む必要があります。
- DVなど人権を著しく侵害する暴力を未然に防ぎ、被害者に対する迅速で適切な支援が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女共同参画に係る教育・啓発の推進
- ★ 職業生活における女性の活躍推進と家庭生活における男性の参画促進、働き方改革の一体的な推進
- ★ 困難を抱える女性の支援などの地域課題に対応する地域における男女共同参画の推進
- ★ DV防止・被害者支援基本計画に基づく取組の推進

4 直接目標

- 性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える

5 主な成果指標

| 名称 (指標の出典) | 計画策定時 | 現 状 | 第1期実施計画期間 における目標値 | 第2期実施計画期間 における目標値 | 第3期実施計画期間 における目標値 |
|---|----------------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合 (市民アンケート) | 31.2 % (平成27 (2015) 年度) | 32.5 % (令和元 (2019) 年度) | 33 %以上 (平成29 (2017) 年度) | 33 %以上 (令和3 (2021) 年度) | 33 %以上 (令和7 (2025) 年度) |
| 市の審議会等委員に占める女性の割合 (市民文化局調べ) | 31.5 % (平成26 (2014) 年度) | 31.1 % (令和2 (2020) 年度) | 37 %以上 (平成29 (2017) 年度) | 40 %以上 (令和3 (2021) 年度) | 40 %以上 (令和7 (2025) 年度) |

6 計画期間の主な取組

| 事務事業名 | 現 状 | 事業内容・目標 | | |
|---|--|---|--|-----------------|
| | 令和3 (2021) 年度 | 令和4 (2022) ~ 7 (2025) 年度 | | |
| | | | | 令和8 (2026) 年度以降 |
| 男女共同参画事業 「男女平等かわさき条例」の基本理念に基づき、社会のあらゆる場で誰もが、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。 | ●男女平等推進行動計画に基づく取組の推進 ・第5期計画の策定 | ・第5期計画に基づく取組の推進及び第6期計画の策定 | | 事業推進 |
| | ●男女共同参画社会の形成の促進に向けた普及啓発の実施 R2フォーラム参加者数：288人 | ・「男女平等推進週間」等における普及啓発の実施 ・「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」による情報と活動成果の共有 ・すくらむネットと合同開催のフォーラム等を通じた普及啓発の実施 | | |
| | ●「かわさき☆えるぼし」認証制度による中小企業における女性活躍推進の取組の推進 かわさき☆えるぼし認証企業数：59企業 | ・中小企業における女性活躍推進の取組の促進 | | |
| | ●「DV防止・被害者支援基本計画」に基づく取組の推進 ・第3期計画に基づく取組の推進 | ・第3期計画に基づく取組の推進、第4期計画の策定 | | |
| | ●DV防止に向けた広報・啓発活動の推進 R2講座開催回数：7回 | ・市内学校におけるデートDV予防啓発講座の開催 | | |

| 事務事業名 | 現状 | 事業内容・目標 | |
|--|---|--|---------------|
| | 令和3（2021）年度 | 令和4（2022）～7（2025）年度 | 令和8（2026）年度以降 |
| 男女共同参画センター管理運営事業 性別に関わりなく男女があらゆる分野で力を発揮できるよう、男女共同参画の意識啓発、相談、情報提供、調査研究など男女平等施策を推進する拠点として「男女共同参画センター」を運営します。 | ●男女共同参画社会の形成に向けた取組 R2講座等参加者数：2,080人 | ・男女共同参画に関する調査研究の実施 ・男女の抱える悩みに関する相談や女性の就業に関する相談・支援 ・男女共同参画に関する各種講座や研修会の実施 ・ホームページや広報物の活用による情報提供の実施 | 事業推進 |
| | ●計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施 | ・継続実施 | |
| | ●老朽化等を踏まえた今後の方向性の検討 ・検討の実施 | | |

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策5-2-3 かわさきパラムーブメントの推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン」に基づき、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」をめざし、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」ことを理念とする「かわさきパラムーブメント」を推進しています。
- 多様な主体のさまざまな取組により、めざす理想の状態をレガシーとし、レガシー形成に向けた取組を進め、「ブリティッシュカウンシルとの連携事業」や「サッカー・ユニバーサルツーリズム」など、関係団体や民間企業等と連携したさまざまな取組が創発されています。
- 令和元（2019）年8月には、レガシー形成に向けた取組が、共生社会の実現に向け先導的であると評価され、「先導的共生社会ホストタウン」として国から認定されました。さらに、令和3（2021）年1月には同じく先導的共生社会ホストタウンである世田谷区や国と連携し、「共生社会ホストタウンサミットin多摩川」を開催しました。



発達障害児を対象とした親子サッカー教室



共生社会ホストタウンサミット in 多摩川

2 施策の主な課題

- かわさきパラムーブメントの理念浸透や機運醸成については、徐々に進み、それぞれが主体となった取組が各地域で行われています。今後、さらにムーブメントを大きくするため、より一層理念浸透に向けた取組を進めるとともに、市民や事業者等と引き続き連携しながら新たな取組を創発していく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」という「かわさきパラムーブメント」の理念浸透に向けた、推進体制の構築と取組の推進
- ★ 「かわさきパラムーブメント」のめざす「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」の実現に向けた、レガシー形成に資する取組の推進

4 直接目標

- それぞれが個性を活かし、すべての人が活躍できるまちの実現

5 主な成果指標

※ 成果指標として「各レガシーの形成された状態への達成度から測る共生社会の実現度」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

6 計画期間の主な取組

| 事務事業名 | 現状 | 事業内容・目標 | |
|---|---|---|---------------|
| | 令和3（2021）年度 | 令和4（2022）～7（2025）年度 | 令和8（2026）年度以降 |
| かわさきパラムーブメント推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくり」のため、「かわさきパラムーブメント」の取組を推進します。 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ●かわさきパラムーブメントの理念浸透に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期かわさきパラムーブメント推進ビジョンの改定（予定） ・プロジェクトやイベントの推進 ●かわさきパラムーブメントのレガシー形成に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等と連携した取組の実施 ・心のバリアフリーに関する研修の開催 ・eスポーツ体験会の開催 ●かわさきパラムーブメントの推進に向けたプラットフォームの構築と多様な主体との連携や各主体の自発的な取組の支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・フォーラムの運営 ・取組支援の実施 ●かわさきパラムーブメントのレガシー形成に向けた市施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関連事業の進捗管理の実施 ●ホストタウン・先導的共生社会ホストタウンとしての取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ホストタウン・共生社会ホストタウンとしての取組の推進 ・プリティッシュ・カウンセルと連携した取組の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・推進ビジョンに基づく取組の推進 ・市民参加プロジェクトやプロモーションイベントの推進 ・イベントや研修の開催等、取組の実施 ・プラットフォームの構築・運営 ・多様な主体との連携や各主体の自発的な取組の支援の実施 ・継続実施 ・ホストタウン・先導的共生社会ホストタウンとしての取組の推進 | 事業推進 |